

(案)

原規技発第●●号
令和●年●月●●日

原子力エネルギー協議会

原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ
技術基盤課長 名

実機材料を活用した研究に必要な実機材料等の貸与依頼について

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）の安全研究において使用するため、下記のとおり、貴社所有の機器、構造物等（以下「実機材料」という。）を規制庁又は規制庁が別途指定する者に貸与してくださるようお願いいたします。また、貸与いただく実機材料に関連する情報も貸与してくださるようお願いいたします。

記

1. 研究件名： 実機材料等を活用した経年劣化評価・検証に係る研究（令和 2～6 年度）
2. 貸与を依頼する実機材料
別途協議の上定める。
3. 貸与を依頼する実機材料に関連する情報
貸与いただく実機材料の仕様、使用環境等の情報、貴社が参加した電力共通研究において実施した研究の内容等。詳細は別途協議の上定める。
4. 使用目的
実機材料及び実機材料に関連する情報を活用し、現在適用されている健全性評価手法及び予防保全手法の保守性の検証を行う。

5. 実機材料の貸与の希望期間

協定締結日 から 研究終了後実施材料の返却が完了するまで

6. 遵守事項

貴社、プラントメーカーその他の実機材料につき正当な利害関係を有する者の正当な利益その他競争上の地位を保護するため、貸与いただいた情報及び実機材料を使用して得られたデータを含めて研究の情報及び関連して知り得た情報を厳重に管理するとともに、以下を遵守します。なお、弊庁が貸与先として別途指定した者においても以下の遵守事項を含む覚書を締結することとします。

- (1) 貸与いただいた実機材料を使用して得られた途中段階を含む研究の成果、試験方法等については、必要に応じ解説を加える等をして貴社に貸与します。
- (2) 実機材料を使用した研究の結果得られた成果物（データ含む）の公開、開示等の取扱いについては、事前に貴社と協議します。

7. その他

- (1) 規制庁が行う研究のための実機材料の取得、輸送、管理に係る費用については、規制庁が負担する。その上で詳細については別途協議する。
- (2) 上記以外の案件については別途協議の上定める。

以 上